

平成31年3月市議会提出条例について
(当初提案)

【目次】

1	福知山市事務分掌条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市職員定数条例の一部を改正する条例	1 P
3	福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1 P
4	福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 P
5	福知山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例	2 P
6	福知山城天守閣条例	3 P
7	福知山市バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例	4 P
8	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	4 P
9	福知山市佐藤太清記念美術館条例の一部を改正する条例	4 P
10	福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例の一部を改正する条例	5 P
11	福知山市長田野工業団地公園緑地事業基金条例の一部を改正する条例	5 P
12	福知山市都市公園条例の一部を改正する条例	6 P
13	福知山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	6 P

1 福知山市事務分掌条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

機構改革に伴い、本市に設置する部及び分掌事務の一部を改めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 本市に設置する部の一部を改めることとした。 (第1条関係)
- (2) 部の分掌事務の一部を改めることとした。 (第2条関係)
- (3) 文言の整理を行うこととした。 (附則第2項関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

2 福知山市職員定数条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

上下水道事業の持続的かつ効率的な運営の実施及び市立福知山市民病院の医療機能の充実に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 上下水道部の職員定数を75人から60人に減員することとした。
(第2条第1項第9号関係)
- (2) 市立福知山市民病院の職員定数を655人から670人に増員することとした。
(第2条第1項第10号関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

3 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例等（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

市長等の給料月額の特減を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和31年福知山市条例第27号）の一部を次のように改正することとした。
(改正条例第1条関係)

ア 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの市長等の給与月額について、次のとおりの減額（期末手当を除く。）を行うこととした。

（附則第30項関係）

（ア）市長 10パーセント

（イ）副市長及び教育長 5パーセント

（2）福知山市の特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（平成2年福知山市条例第3号）の一部を次のように改正することとした。

（改正条例第2条関係）

ア 市長等の退職手当の算定について、（1）の給与月額の減額を適用しないこととした。

（附則第4項関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

4 福知山市一般職職員の給与に関する条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

国家公務員の宿直手当及び日直手当の改正に準じて改正を行うことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

宿直手当及び日直手当の額の上限を4,200円から4,400円に改めることとした。

（第12条の2第1項関係）

3 施行期日

平成31年4月1日

5 福知山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（一部改正）

【資産活用課】

1 改正の理由

指定管理者の指定の取消し等について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときには、市長は、指定の取消し等をできることとした。

（第6条第1項関係）

（2）文言の整理を行うこととした。

（第6条第3項関係）

- 3 施行期日
公布の日

6 福知山城天守閣条例（新規）

【文化・スポーツ振興課】

1 制定の理由

福知山城天守閣を設置し、本市の市民文化及び産業の発展を図るとともに、観光振興に寄与するため、この条例を制定する必要がある。

2 制定の内容

- (1) 歴史資料等の保存及び活用を図り、市民文化の発展と観光振興に寄与するため、福知山城天守閣を福知山市字内記5番地に設置することとした。 (第1条関係)
- (2) 福知山城で行う事業を次のとおりとすることとした。 (第2条関係)
- ア 資料等の収集、整理、保存及び展示に関すること。
 - イ 資料等の調査、研究及び利用に関すること。
 - ウ 資料等に関する解説書、目録及び図録等の頒布に関すること。
 - エ 観光事業の振興に関すること。
 - オ 研修、集会その他の利用に供すること。
 - カ 上記に掲げるもののほか、必要と認められる事業
- (3) 福知山城に、置く施設を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 使用の許可について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 使用の不許可について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 入館料等について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 入館料等の減免について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 入館料等の不還付について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 使用者の遵守事項について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 使用許可の取消し等について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 損賠賠償について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 次の条例を廃止することとした。 (附則第3項関係)
- ア 福知山市郷土資料館条例（昭和61年福知山市条例第20号）
 - イ 福知山市産業館条例（昭和60年福知山市条例第21号）
- (13) 福知山市郷土資料館整備基金条例（昭和45年福知山市条例第21号）について文言の整理を行うこととした。 (附則第4項関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

7 福知山市バス運行事業に関する条例（一部改正）

【生活交通課】

1 改正の理由

三和地域の福知山市立小学校における統廃合の実施に伴い、福知山市バスの定期乗車券について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 三和地域の福知山市立小学校のスクールバスの整備に伴い、市バスの定期乗車券について小学生片道定期乗車券を削ることとした。 (別表第3関係)
- (2) 文言の整理を行うこととした。 (第4条第2項関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

8 福知山市国民健康保険条例（一部改正）

【保険年金課】

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 基礎賦課限度額を580,000円から610,000円に改めることとした。 (第14条の6関係)
- (2) 文言の整理を行うこととした。 (第18条の2第1項第2号及び第3号関係)

3 施行期日

平成31年4月1日

9 福知山市佐藤太清記念美術館条例（一部改正）【文化・スポーツ振興課】

1 改正の理由

福知山市佐藤太清記念美術館の入館料の納付方法等について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 入館料の納付方法について、市長が特別な理由があると認めるときは、後納ができることとした。 (第3条関係)
- (2) 文言の整理を行うこととした。 (別表備考3関係)

- 3 施行期日
平成31年4月1日

10 福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（一部改正）

【生涯学習課】

- 1 改正の理由
福知山市放課後児童クラブの名称及び位置を改めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
(1) 下六人部放課後児童クラブの名称を六人部放課後児童クラブに改めることとした。 (別表1関係)
(2) 三和放課後児童クラブの位置を福知山市三和町千束3番地の57に改めることとした。 (別表1関係)
- 3 施行期日
平成31年4月1日

11 福知山市長田野工業団地公園緑地事業基金条例（一部改正）

【都市計画課】

- 1 改正の理由
福知山市長田野工業団地公園緑地事業基金の名称、資金の積立て等について、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
(1) 基金の名称を福知山市長田野工業団地公園緑地等事業基金に改めるとともに、文言の整理を行うこととした。 (題名及び第1条関係)
(2) 福知山市長田野工業団地公園緑地等事業基金は、徴収した福知山市都市公園条例に規定する使用料（長田野工業団地内の公園緑地に係るもの）及び予算の範囲内で定める積立金を積み立てることとした。 (第2条関係)
- 3 施行期日
公布の日

12 福知山市都市公園条例（一部改正）

【都市計画課】

1 改正の理由

福知山市都市公園の使用料等について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとする場合における使用料を徴収することとした。 (第8条第1項関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。 (附則第2項関係)

3 施行期日

(1) 公布の日

(2) 平成31年4月1日

13 福知山市水道事業給水条例（一部改正）

【上下水道部総務課】

1 改正の理由

水道法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

布設工事監督者の資格について、技術士法に規定する試験の合格者の選択科目を改めることとした。 (第49条第8号関係)

3 施行期日

平成31年4月1日